

入札参加資格審査申請書の変更届等について

(物品売買等・建築物管理業務)

- 1 申請後、次に掲げる事項に変更があったときは、直ちに「競争入札参加資格変更届」に関係書類を添付のうえ、提出してください。

番号	変更事項	添付書類
1	商号又は名称	法人 ・商業登記簿謄本（写し） ・委任状（代理人を置いている場合）
		個人 ・住民票（写し） ・許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可（登録）を有していない者は、不要）
2	本店・主たる営業所の所在地又は住所	法人 ・商業登記簿謄本（写し）
		個人 ・住民票（写し） ・許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可（登録）を有していない者は、不要）
3	代表者（法人）	・商業登記簿謄本（写し） ・委任状（代理人を置いている場合）
4	個人事業主の改名	・住民票（写し）
5	代表者印（使用印）	・変更届のみ（変更届に押印してください。）
6	本店・主たる営業所の電話番号・ファクシミリ番号	・変更届のみ
7	代理人	・委任状
8	代理人を置く営業所の名称・所在地	
9	代理人使用印	
10	本店・主たる営業所の電話番号・ファクシミリ番号	・変更届のみ
11	資本金	・商業登記簿謄本（写し）
12	登録、免許、許可等	・登録（許可）通知書（証明書）等の写し

○ 注意事項

- ア 必要に応じ、上記以外の書類の提出を求める場合があります。
- イ 変更届は、代表者名で作成してください。
- ウ 変更届は、郵送でも受付いたします。なお、控えを希望される場合は、返信先を記載し、所定の切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。

2 申請後、次に掲げる事項に該当したときは、直ちに関係書類を添えて届け出てください。

(様式は任意)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項で準用する場合を含む。）の規定に該当したとき
- (2) 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき
- (3) 営業の休止、再開又は廃止したとき
- (4) 金融機関から取引を停止されたとき
- (5) 登録、免許、許可等が失効したとき又は取り消されたとき
- (6) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき
- (7) 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき
- (8) 民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき

3 相続、合併又は営業譲渡により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を承継した者がその参加資格を承継しようとするときは、「競争入札参加資格承継申請書」に關係書類を添えて、営業の一切を承継した日の翌日から起算して90日以内に提出してください。

番号	承継理由	添付書類
	共通して必要な書類	法人 <ul style="list-style-type: none"> ・承継者の登記簿謄本（写し） ・承継者の登録、許可、免許等の写し（該当する場合） ・委任状（代理人を置く場合） 個人 <ul style="list-style-type: none"> ・承継者の身分（元）証明書（写し） ・承継者の住民票（写し） ・承継者の登録、許可、免許等の写し（該当する場合）
1	相続	<ul style="list-style-type: none"> ・被承継者の戸籍抄本（死亡日が確認できるもの） ・承継者と被承継者の続柄が確認できる書類（戸籍抄本等）
2	合併・分割	<ul style="list-style-type: none"> ・被承継者の登記簿謄本（合併日が確認できるもの） ・合併（分割）契約書の写し ・合併（分割）を承認したときの株主総会の議事録の写し（承継者及び被承継者） ・公正取引委員会届出受理書の写し（届出が必要な場合）
3	営業譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・営業譲渡契約書（写し） ・営業譲渡契約を承認したときの株主総会の議事録の写し（承継者及び被承継者） ・公正取引委員会届出受理書の写し（届出が必要な場合） ・被承継者の閉鎖登記簿謄本（解散日が確認できるもの。法人から個人への営業譲渡の場合は、不要）
4	法人化	<ul style="list-style-type: none"> ・被承継者の事業廃業報告書の控え（事業所所在地の都道府県税務所の收受印のあるもの。写し）

○ 注意事項

必要に応じ、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

《変更届等の提出・問い合わせ先》

〒361-8601 行田市本丸2番5号

行田市役所 総務部 契約検査課

電話 048-556-1111 内線213、214